

## 空き家・空き地情報バンク協力宅建事業者を募集します！

南越前町では、空き家・空き地情報バンクの促進及び円滑化を図るため、次のとおり協力宅建事業者を募集します。協力宅建事業者の登録を希望される方は、別添の申請書にて是非申し込みください。

### 宅建事業者とは

空き家所有者の方から町に対し、空き家・空き地情報バンクの相談があった際、町は登録されている協力宅建事業者を紹介させていただきます。空き家所有者の方から依頼があった協力宅建事業者は、スムーズに空き家・空き地情報バンク登録が行えるように登録手続きを支援させていただきます。

### 登録の流れ

1. 登録を希望する方は、「空き家バンク協力事業者登録申込書（様式第1号）」と宅地建物取引業免許証の写しを建設整備課に提出してください。
2. 適当と認められた場合は南越前町空き地・空き家情報バンク運用にかかる協定を締結するものとします。

### 登録の要件

1. 公益社団法人福井県宅地建物取引業協会又は社団法人全日本不動産協会に加盟していること
2. 市町村税を滞納していないこと。
3. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員並びに暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有し、又は社会的に非難される関係を有するものではないこと。
4. 南越前町空き地・空き家情報バンク運用にかかる協定を締結していること。

### 協力いただく内容

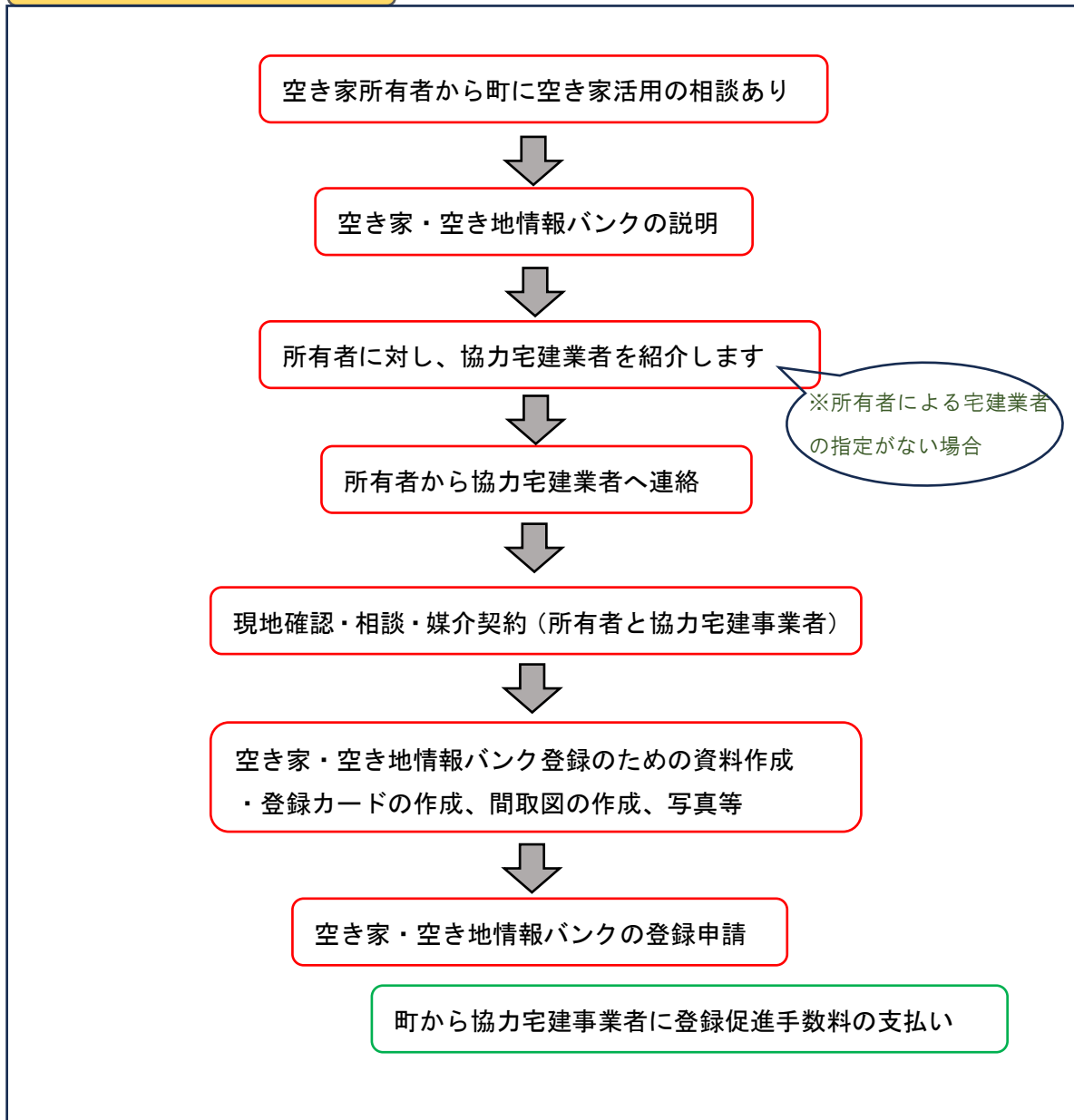
1. 空き家・空き地情報バンク登録資料の作成支援（登録カード、間取図、写真等）
2. 空き家・空き地情報バンク登録物件の各社ホームページでの情報公開
3. 町内の空き家等の掘り起こし及び市場への流通
4. その他空き家相談全般

### 登録促進手数料

15,000円

（登録完了後、町から協力宅建事業者に対し登録促進手数料として15,000円お支払い致します。）

協力いただくまでの流れ



問合せ先

南越前町建設整備課

0778-47-8003